## 示

## 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第六号

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

その関係図面は、 令和六年三月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十二日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

ДЦ	路
越 栗 橋	線
線	名
八 地 久	
八九番一地先まで 地先から同市菖蒲町小林	供
地同蒲先市町	用
まがる。	開
町字小小	始
林下字前	0)
九番一地先まで 先から同市菖蒲町小林字小下前一七	区
前八	間
七 番	
	供
令 和	用
六 年	開
三月	始
令和六年三月二十二日	$\mathcal{O}$
<u>二</u> 日	期
	日
延長一八九・八五メートル道路予定区域の供用開始である。県土整備事務所長告示第五号で告示した県土整備事務所長告示第五号で告示したのが、	備考